

広島県国民健康保険広域化等支援基金条例及び広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県国民健康保険広域化等支援基金条例及び広島県国民健康保険調整交

付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

(広島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正)

第一条 広島県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改める。

(広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部改正)

第二条 広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年広島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「から前々年度と同条第三項に規定する基準超過費用額を控除した額の合計額」を「の総額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第二条の規定は、平成二十五年以後の年度の都道府県調整交付金(以下「県調整交付金」という。)について適用し、平成二十四年度以前の年度の県調整交付金については、なお従前の例による。この場合において、第二条の規定による改正前の広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第二条中「同条第三項」とあるのは「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法第七十条第三項」とする。